

# 国民健康保険の被保険者の皆様へ

## 新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、**申請することで保険税が減免**となります。

### 【保険税の減免の対象となる方】 ①もしくは②に該当される方

①新型コロナウイルス感染症により、  
主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方  
⇒ **保険税を「全額免除」**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、  
主たる生計維持者の**収入減少(※)**が見込まれる世帯の方  
⇒ **保険税の「一部を減額」**

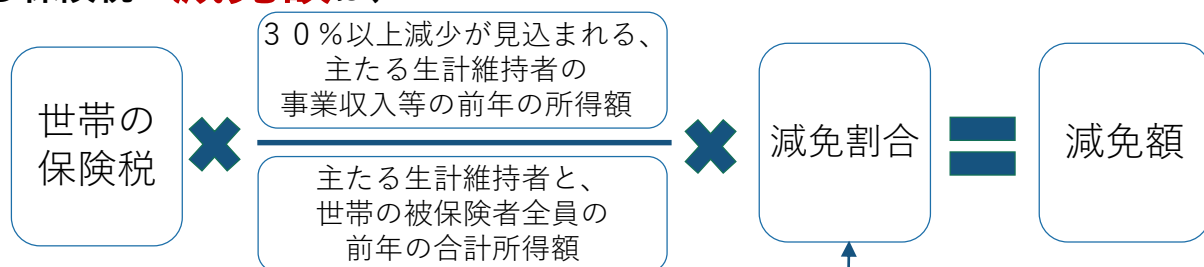
#### ※収入減少の要件

世帯の主たる生計維持者について、次のすべてに当てはまること

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること  
注：各種給付金（特別定額給付金や持続化給付金等）は事業収入に加えません。保険金・損害賠償による補填金は今年度収入に加えた上で、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであることが必要となります。
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- (4) 会社都合の離職による国保税の失業軽減や旧被扶養者減免、東日本大震災減免を受けていないこと。

注：申請にあたっては、令和4年中の収入を証明する書類などが必要となります。

### ○保険税の減免額は、



主たる生計維持者の前年所得	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円以下
減免割合	100%	80%	60%	40%	20%

※事業等の廃止や失業の場合は、前年の所得にかかわらず減免割合は100%

### ○保険税の減免対象の年度・期別は、令和4年度分です。

申請前に、必要書類などについて、国保年金課までお問い合わせください。  
原則、申請期限は9月22日（木）のため、ご注意ください。

吉川市 国保年金課 国民健康保険税係 電話：048-982-5111